

阿久根市社会福祉協議会

ささえ愛だより

4月号
No.199



脇本小学校4年生と脇本馬場区のみなさん
との交流会



令和6年4月阿久根市社会福祉協議会 発行

この広報誌は共同募金会からの配分金で作成しています。

〒899-1626 阿久根市鶴見町 167 番地

TEL 0996-72-3800

FAX 0996-72-3803

MAIL fukushi@akuneshakyo.or.jp

社協略図

3号線

社協

保健センター

風テラス

市役所

消防署

令和6年度 事業計画

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。

地域に暮らす皆さん、区長、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者ボランティア、保健・医療・教育関係機関などの参加・協力のもと、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指して、さまざまな地域福祉事業や介護事業などを行っています。

また、今年1月に石川県能登半島に甚大な地震災害が発災しましたが、阿久根市もいつ同様の災害が発生してもおかしくありません。更なる、災害対策や、災害ボランティア養成を強化してまいります。

主な事業



『昨年20周年を迎えた牛之浜区二水会』

【地域福祉事業】

- ・総合相談事業
- ・ボランティアセンター運営事業
- ・地域における共助の基盤づくり事業
- ・高齢者元気度アップ・ポイント事業
- ・介護人材確保ポイント事業
- ・高齢者地域支え合いグループポイント事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・「福祉のつどい」の開催
- ・広報活動
- ・子育て支援事業（児童クラブ等）

【自立生活支援事業】

- ・福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）
- ・成年後見制度中核機関設置事業
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・法外援助資金貸付事業
- ・罹災世帯（火災・自然災害等）支援事業
- ・行路人支援事業
- ・地域くらしささえあい事業

【日本赤十字社鹿児島県支部阿久根市地区】

- ・災害時の救援物資の備蓄と支給
- ・災害時救護活動
- ・義援金・救援金の受付・会員募集活動



『赤い羽根共同募金の街頭募金』



『護国神社例大祭』

【介護保険事業】

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業

【関係機関・団体との連携強化】

- ・阿久根市民生委員・児童委員協議会
- ・阿久根市身体障害者福祉協議会
- ・阿久根護国神社奉賛会
- ・阿久根市遺族会
- ・出水地区遺族会
- ・北薩地区社会福祉協議会連絡協議会

令和6年度 会計予算

社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会 令和6年度 資金収支計算書予算【法人全体】

(収入)	単位:千円	(支出)	単位:千円
勘定科目(大区分)	金額	勘定科目(大区分)	金額
会費収入	1,993	人件費支出	174,206
寄附金収入	1,760	事業費支出	25,082
経常経費補助金収入	13,003	事務費支出	13,579
受託金収入	95,037	貸付事業支出	689
貸付事業収入	691	分担金支出	50
事業収入	6,900	助成金支出	1,163
介護保険事業収入	97,232	固定資産取得支出	427
障害福祉サービス等収入	1,048	サービス区分間繰入金支出	3
受取利息配当金収入	10	その他の活動による支出	1,753
その他の収入	472	予備費	762
サービス区分間繰入金収入	3	支 出 合 計 ②	217,714
前期末支払資金残高	104,978	当期末支払資金残高①-②=③	105,413
収入合計①	323,127	②+③	323,127

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和5年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類	プラン	基本プラン	特定地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
の補償責任	手術 入院中の手術	65,000円		
	保険金 外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*) 初日から補償		
	地震・噴火・津波による死傷	X ○ ○		
	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料	350円	500円	550円	

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆中途でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

- このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受け事業〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL:03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

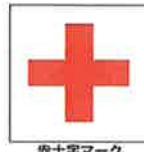
TEL:03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

5月は日本赤十字の強化月間です！

・日本赤十字社って？

赤十字社は「いのちを救う」「せいかつを支える」「ひとを育てる」ため、幅広い支援を行っている世界的組織で、日本赤十字社はその日本支部です。



赤十字マーク

・日本赤十字社の「会員」って？

皆様から頂く会費や寄付によって日本赤十字社の活動は支えられています。500円以上の会費を納めてくださった方を「一般会員」、2,000円以上の社費を納めてくださった方を「応能（おうのう）会員」と呼びます。



会員

・「会費」はどう納めるの？

毎年5月に各区の区長さんなどが阿久根市内の各家庭を訪問して会費を取りまとめてくださいり、会費をくださった方へ領収証と会員之証のシールを渡してくださっています。阿久根市社会福祉協議会の事務所でも受け付けています。



シール

・「会費」はどう役立つの？

日本赤十字社は、

- ・国内で災害が発生した際の救護
 - ・救急法の講習
 - ・献血事業
 - ・看護師等の教育
- など、様々な活動を行っています。

九州においては、毎年自然災害で甚大な被害を受けており、災害発生直後から日本赤十字社本部や支部から赤十字救護班を被災地へ派遣し皆さまからの日赤へのご寄付や、救援物資（毛布やタオルケット等）を被災地へお届けするなどの活動を行いました。



毛布

タオルケット

今後もこのような事態に迅速に対応出来るよう、平時から災害を想定した各種救護訓練の実施や、災害救護設備の整備、被災された方々への災害救援物資の配分などを行っていきます。

阿久根市内においては、全焼が発生した世帯に対して、災害救援物資として、日本赤十字社から毛布、緊急セット、見舞品セット、タオルケット、ブルーシートを支給しました。

赤十字への支援を通じた社会貢献をはじめませんか？ ～赤十字サポーター加入のご案内～

日本赤十字社阿久根市支部では、災害救援など様々な赤十字の活動に対し、継続して活動資金でのご支援をいただける企業・団体様“赤十字サポーター”を募っています。

企業・団体様の社会貢献や地域貢献の一環に是非ご加入のご検討をお願いいたします。



赤十字サポーター認定証
(クリスタル製)

【お問い合わせ先】日本赤十字社阿久根市支部（阿久根市社会福祉協議会内）☎ 72-3800

世話やき隊通信 第十二号

～世話やき隊連絡会～

2月9日、世話やき隊員の皆さんによる、今年度3回目の連絡会を風テラスにて行いました。

私たちが住む九州地方は台風や集中豪雨、地震などの大規模災害が頻発しやすい環境下にあります。このような災害が起こった場合、災害ボランティアセンターの運営には被災地における住民との関係性が深い、普段から地域でボランティア活動をしている隊員さんの力が不可欠です。

そこで皆さんと防災対策について考えるとともに、すみれくゲームをしながら楽しく防災についての知識を身につけました。

協力隊員募集！

皆さんのお知り合いで、助け合い活動、ボランティア活動に興味のある方、これまでの知識や経験を地域で活かしたいという方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。

とどけ被災地へ

～令和6年能登半島地震災害義援金～



皆さまから温かいご支援を
まことによろしくお願いします。

掲載された方々以外にもたくさんの個人、団体、企業の方から義援金をいいだいております。感謝申し上げます。皆さまからの温かい義援金は、日本赤十字社を通して全額被災地への支援金として届けられます。

【義援金受付期間】令和6年1月5日(金)～12月27日(金)まで

憩い場ひまわり

にて、3月6日地域の方々を招き、9名のスタッフが料理を振る舞い、総勢22名でひな祭りを楽しみました。部屋にはたくさんのひな人形が飾られ、明るい雰囲気の中おいしい食事を囲み、楽しい時間を過ごしました。



スタッフから「楽しんで帰ってね～」と声をかけられ、「気軽に入って、お茶を飲んでおしゃべりできる、このような場所があってすごくいい！ここに来るのが楽しみ！」と地域の方は話されていました。

この日の料理は、混ぜご飯、からあげ、青さのお吸い物、つばき餅でした。



「支え合いマップづくり」から「地域づくりへ」



3月13日民生委員さんを中心に、尻無区の表川内地区にて「支え合いマップづくり」を行いました。地域の気になる人や助け合いの状況をマップに書き込み、マップづくりで出た課題や気になる人への対応などについて、皆さんと話し合うことができました。「支え合いマップづくり」は、自分の地域について考え、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくきっかけとなります。自分の地域でもマップづくりを行いたいという方は、阿久根市社会福祉協議会（☎72-3800）へ気軽にご連絡ください。

阿久根市身体障害者福祉協議会の花見親睦会

皆さんによる花見親睦会が、3月29日（金）番所丘公園にて開催されました。10名の方々が参加され、桜やつつじ、春の花々を見ながら皆さんでお弁当を食べ、親睦を深めました。

また、阿久根市身体障害者福祉協議会では、このように一緒に活動できる仲間を募集しています。詳しくは、阿久根市社会福祉協議会（☎72-3800）までお問い合わせください。



令和6年度ボランティア活動支援助成金申請のお知らせ

阿久根市内でボランティア活動を行っている団体やグループを対象に**令和5年度赤い羽根共同募金**による社協活動費から「ボランティア活動支援助成金」を交付します。

＜助成対象＞

- ・民間任意団体及びボランティア団体等
- ・子育て支援の活動団体等
- ・高齢者サロンの活動団体等



申込期間…令和6年5月20日（月）～6月7日（金）まで

※申請書は阿久根市社会福祉協議会にご用意しています。
詳しくは☎72-3800までお問い合わせください。担当：地域福祉係

中屋敷区サロンの皆さんと
大川児童クラブとの交流会

香典返し寄付者

【敬称略・順不同】

〔寄付者〕

〔故人名〕

〔区名等〕

新柳 恵

安雄 アヤ子

桜下

石原 岩雄

義正 俊長

桐野下

牛之濱 昭子

牛之濱巖

牛之浜

野村 三千昭

南平 ヨヅエ

黒之浜

東園 尾上

行洋 タミエ

牛之浜

瀬崎 尾上

陽子 カツエ

黒之浜

嘉藤 尾上

タミエ

牛之浜

谷山 尾上

ヨヅエ

黒之浜

湯田 尾上

倉津秀雄

牛之浜

池田 尾上

大尾 大尾

黒之浜

高口 尾上

段 大尾

牛之浜

石澤 尾上

尻無 飛松

黒之浜

富吉 尾上

倉津 飛松

牛之浜

岡田 尾上

高之内 段

黒之浜

北川 尾上

佐潟 大尾

牛之浜

鶴之浦 尾上

大丸 大尾

黒之浜

松永 尾上

高之内 大丸

黒之浜

横手 尾上

内田 高之内

黒之浜

大瀧 尾上

鶴之浦 谷澤

黒之浜

重實 尾上

幸雄 せき子

黒之浜

付分 尾上

阿久根市 尾上

阿久根市

令和六年一月十五日（令和六年三月二十九日寄付受付を終了）
付分を掲載しています。皆様からいただいた寄付金は、阿久根市の地域福祉のために活用させていただきました。
誠にありがとうございました。

今後の専門相談日のお知らせ

年月日	曜日	時間	担当弁護士	担当司法書士
令和6年4月17日	水	13:30~16:30	原田 喜之	棚野 高行
令和6年5月15日	水	13:30~16:30	米田 圭吾	大川内 琢爾
令和6年6月19日	水	13:30~16:30	川畠 久怜葉	東郷 英亮

よくある質問

- Q. いつ行われるの？…毎月第3水曜日の13時半から16時半まで開催しています。
 ※ただし、祝日と重なる場合は別の日に実施いたします。
- Q. どんな人が対象なの？…阿久根市内にお住まいの方ならどなたでも相談が受けられます。
- Q. 相談料はかかるの？…無料で、お1人あたり30分、弁護士または司法書士に相談出来ます。
- Q. どこで行われるの？…阿久根市社会福祉協議会（鶴見分館の隣）の2階です。
- Q. どんな相談を受けてくれるの？…土地登記、ゴミ屋敷、財産相続、家庭内暴力、借金、失業、離婚、子育て、介護、引きこもりなど様々な相談をお受けしています。
 プライバシー厳守ですのでお気軽にご相談ください。
- Q. 予約が必要なの？…毎回すぐ予約が入りますので、出来る限り早めに、専門相談電話まで予約をお願いします。

ご予約・お問い合わせは阿久根市社会福祉協議会まで。☎ 72-3778（専門相談電話）

優しナース 爺の小言も 聞てくれつ
【唱】仕事じやればん 事つじやんそで

木原音舞

金婚式 両方で小言 耐えつ来つ
【唱】按摩膏薬どん 貼いくらんごして

宮原若女

小言ば 何時も言う婆に 寄らん孫
【唱】小使錢呉れば 每日寄い着て

太田土管

今日も煮しめ 小言も出つ 伸つ盛い
【唱】大谷んごつ なろち思とつかも

大盛

呑兵衛親父 小言言なち 吹えでけつ
【唱】薄しか焼酎どん 飲ませつみれば

尻無八夜

題「小言・こまごつ」

阿ん文旦会

薩摩狂句のコーナー



65歳以上の皆さん！ 元気度アップポイント事業の手帳を作りませんか？

★65歳以上の方の健康づくりや社会参加活動実績に対して、商品券に交換できるポイントを付与し、65歳以上の方々の健康維持・介護予防・社会参加の促進を図る事業です。

社会福祉協議会に
申請し手帳を作成

対象活動に参加し
ポイントをためる

10月又は2月に手帳を
提出し商品券への交換
申請をする

商品券を受け取り
期限内に使用する

※登録には介護保険被保険者証の
番号10ケタと印鑑が必要になります。



※令和6年度よりデータ管理を推奨し、希望団体のみシールを発行いたします。
手帳申請月よりポイント付与となります（早目の申請をお願いします）

阿久根市が指定した以下の活動がポイントの対象となります

(団体登録者の出欠簿提出必須・手帳作成者のみポイント配布)

※各活動ごと月2ポイントが上限となります

●健康診査や健康講座

- ・いきいきサロン（要団体登録）
- ・ころばん体操（要団体登録）
- ・グラウンドゴルフ（要団体登録）
- (GGは大会参加でも月に2ポイントが上限)
- ・市の特定健診（団体健診）
- ・市の生涯学習講座
- ・認知症予防や介護予防教室
(おれんじカフェよかよか・ひまわり)
- ・ひまわり教室
- ・市の指定する
講演会・上映会
健康教室・健康講座
認知症センター養成講座

●地域貢献活動（団体活動）

- ・花壇、道路などの美化清掃
- ※個人での活動や区の清掃は該当しません。（要団体登録）
- ※鬼火焚きといった区の行事や区の会合、宗教行事への参加は該当しません。
- ・さわやかクラブ体操（総会・囲碁・将棋は×）
- ・高齢者学級の活動

★詳しくは裏面をご確認ください

※介護保険料の滞納・未納の方は商品券交付できません

※月謝が発生している自主講座は該当しません。
(金銭の授受が発生するものは対象外です)

★令和6年度のポイント手帳とポイント交換申出書を
令和7年2月末日までに提出した方を対象に、
たまたま20ポイントを上限に応じた金額の商品券を、令和7年4月以降に配布いたします。

(回収した手帳の返却はありません)

(期日を過ぎた申請は受付できません。ご注意ください)

★商品券の受け取りには印鑑が必要ですので、
必ず印鑑（スタンプ式不可）をご持参の上、
阿久根市社会福祉協議会へお越しください。

★4月以降、商品券を受け取りにお越しの際、
令和7年度のポイント手帳の申請も一緒に行えます。

★(毎年申請が必要です。申請の際は、介護保険被保険者証と印鑑をお持ちください。)

※ポイント手帳とポイント交換申出書を提出されなかった方の商品券の配布は出来ません

●今年度20ポイントへ満たなかったポイントや、50ポイントを超えた分のポイントを
10ポイントを上限として次年度へポイントを繰り越しできます。(手帳申請必須)

その他、グループ活動での申し込みのことなど、詳しくは阿久根市社会福祉協議会までお問い合わせください。

TEL (0996) 72-3800

担当 地域福祉係

商品券交換	必要ポイント数
2,000円分	20ポイント
3,000円分	30ポイント
4,000円分	40ポイント
5,000円分	50ポイント